

仕様書

[国分寺市立福祉センター清涼飲料水用自動販売機設置]

1 設置場所及び台数

国分寺市戸倉四丁目 14 番地

国分寺市立福祉センター 1 階ロビー 1 台

2 使用許可及び期間

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき行政財産の目的外使用許可とする。

期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとするが、良好な設置者については、2 年を超えない期間で更新することができる。

なお、国分寺市立福祉センターは、令和 11 年 3 月中に国分寺市旧庁舎用地複合公共施設（国分寺市戸倉 1 丁目 6 番地 1）への移転を予定しているため、令和 10 年度の使用期間は 1 年よりも短くなる可能性があることを申し添える。

3 設置必須条件

次の（1）から（7）の必須条件は、全て満たさなければ、選考対象とはならない。

（1）自動販売機本体

ビン・カン・紙パック等の密閉型容器併用の清涼飲料水用自動販売機とする（アルコール類の販売は認めない。）。ペットボトル飲料の販売については、環境負荷軽減に向けた取組を積極的に推進している場合にのみ認めることとし、この場合においては、自

動販売機への表示等を通じて取組内容について市民周知に努めること。

本体の大きさは、幅 1,250mm×奥行 1,000mm×高さ 2,000mm 以内とすること。また、デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものでないこと。消防法に基づく避難経路並びに利用者の通行に支障がないように設置すること。

(2) ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン採用の自動販売機とすること。

(3) 環境対策

ア 自然冷媒を使用した自動販売機とすること。

イ 容器回収箱を設置すること。

ウ 回収容器のリサイクルルートが確立されていること。

エ ピーク時カット等対応の省エネに配慮した機種であること。

また、タイマー等により夜間の照明が制御できること。

(4) 耐震対策

自動販売機の転倒防止対策を行うこと。

(5) フルオペレーション業務

自社もしくは関連会社にてオペレーション業務が確実にできること。

(6) 災害対策

災害救援仕様とすること。機種によりバッテリーの収容ができない場合は、鍵を開ける等による手動での対応も可とする。

(7) 電子マネー対応

現金払いの他、電子マネーによる支払いに対応していること。

4 販売価格

高齢者や子どもが多く利用する施設であるため、販売商品の中に小容量で低廉な価格のものを取り揃えるよう配慮すること。

5 電気料金

子メーターを取り付け、月単位で検針し、施設の月毎の電気料金の総額（基本料金含む）を施設の使用量で割って得た数値を、1 kWあたりの単価とし、電気料金負担分として支払うこと。

6 設置費用等負担

自動販売機設置及び撤去にかかる費用については、設置者の負担とする。

また、電源確保等必要な加工や工事は、設置者の負担とし、満了の際はすみやかに原状復帰すること。

7 その他

設置許可者に交付する行政財産使用許可書記載事項による。

※設置にあたっては、担当者と協議の上、場所を確認すること。